

社 援 発 第 1 1 1 1 0 0 2 号
平 成 2 0 年 1 1 月 1 1 日

(最終改正)

社 援 発 0 3 0 6 第 2 6 号
令 和 2 年 3 月 6 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
関 係 団 体 の 長
地 方 厚 生 (支) 局 長

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について

社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会（以下「教員講習会」という。）については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト（４）、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト（４）及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 516 号）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 13 年厚生労働

省告示第 241 号) (以下「基準告示」という。) により定められているところであるが、さらに具体的な運用基準を示すため、今般、別添 1 のとおり社会福祉士実習演習担当教員講習会実施要領を、別添 2 のとおり介護教員講習会実施要領を定め、教員講習会の実施に当たっては、基準告示によるほか、これらの要領によることとし、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたので参考までに通知する。

なお、「介護教員講習会の実施について」(平成 13 年 8 月 16 日付け社援発第 1430 号厚生労働省社会・援護局長通知) については、廃止する。

別添 1

社会福祉士実習演習担当教員講習会実施要領

1. 講習会の実施主体

講習会の実施主体は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト（４）、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト（４）及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 516 号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする。

2. 講習会実施の届出

（１）講習会の実施者は、講習会の実施前に、当該講習会を実施する都道府県を所管する地方厚生（支）局長へ様式 1 による届出書を届け出ること。ただし、複数の都道府県で講習会を実施する場合にあっては、当該講習会を実施する法人の住所を所管する地方厚生（支）局長へ届け出ること。

（２）講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式 2 による講習会修了者名簿を地方厚生（支）局長へ届け出ること。

なお、実施者の側にあっても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。

（３）講習会を廃止する場合にあっては、廃止の事前に、その旨を速やかに届け出ること。

3. 講習会の内容

（１）講習会の具体的な内容は、次表の内容以上とすること。

また、1 の講習会の実施者がこれらの内容すべてを実施する必要があること。

分野	科目名	授業形式	時間数	内 容
基 礎 分 野	社会福祉論	講義	1. 5	1. 社会福祉士の業務・役割と意義 2. ソーシャルワークの概念と範囲

				3. ソーシャルワークの理念 4. ソーシャルワークにおける権利擁護の意義
	ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	1. 5	1. ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲 2. 専門職倫理と倫理的ジレンマ 3. 総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチを含む）の意義
	ソーシャルワークの理論と方法	講義	3	1. 人と環境の相互作用 2. ソーシャルワークの対象 3. 様々な実践モデルとアプローチ 4. ソーシャルワークの過程 5. ソーシャルワークにおける援助関係 6. ソーシャルワークのための面接技術 7. ケースマネジメント 8. アウトリーチ 9. ソーシャルワークにおける社会資源の活用・調整・開発
	小計		6	
演習分野	ソーシャルワーク演習概論	講義	1. 5	1. ソーシャルワーク演習の構成と内容 2. 演習の基礎知識の共通理解
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ	講義	2	1. シラバスの作り方 2. 評価方法の理解
		演習	4	1. シラバス作成の実際 2. 学生指導と評価の実際
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ	講義	2	演習方法の概要
		演習	4	「相談事例」を活用した総合的かつ包括的なソーシャルワーク実践の実際
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ	講義	2	演習教材の概要
		演習	4	「地域」で活用される相談援助技術の実際
	グループを活	講義	3	1. グループワークの理論

	用した効果的な演習教育			2. グループワークを活用した演習の進め方 3. 演習展開における課題
	小 計		2 2. 5	
実習分野	実習指導概論	講義	1. 5	1. 実習指導の意味と目標 2. 実習担当教員に求められる力量 3. 本科目の構成と内容
	実習指導方法 論Ⅰ	講義	2	1. 実習教育マネジメントの意味と対象 2. 実習担当教員の役割
		演習	4	1. 実習教育マネジメントの現状と組織の課題 2. 実習担当教員のマネジメント力量の向上
	実習指導方法 論Ⅱ	講義	2	ソーシャルワーク実習指導の内容
		演習	4	ソーシャルワーク実習指導の方法
	実習指導方法 論Ⅲ	講義	2	実習教育スーパービジョンの概要
		演習	4	実習教育スーパービジョンの実際
	実習指導方法 論Ⅳ	講義	1. 5	実習評価の意味と方法
		演習	1. 5	実習評価票の仕組みと評価基準及び評価方法
	小 計		2 2. 5	
合 計			5 1	

(2) 科目名については、他の科目名で開講することも差し支えないが、その場合も含め、少なくとも講習会の開催要綱等において(1)の表に定める内容が全て含まれている必要があること。

(3) 教員の担当科目ごとにそれぞれ受講すべき科目は次のとおりであること。

ア ソーシャルワーク演習等（相談援助演習、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）をいう。）、ソーシャルワーク実習指導等（相談援助実習及びソーシャルワーク実習指導をいう。）及びソーシャルワーク実習等（相談援助実習及びソーシャルワーク実習をいう。）を全て担当する場合

(1) の表に掲げる全ての科目

イ ソーシャルワーク演習等のみを担当する場合

(1) の表中、基礎分野及び演習分野に掲げる科目

ウ ソーシャルワーク実習指導等又はソーシャルワーク実習等を担当する場合

(1) の表中、基礎分野及び実習分野に掲げる科目

(4) (3) の規定にかかわらず、次のア又はイに該当する場合には、それぞれに掲げるとおりとすることができること。

ア 社会福祉士の資格を有する者が講習会を受講する場合

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4) 及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める者(平成 20 年厚生労働省告示第 517 号)に基づき、基礎分野を受講しないことができるものであること。

イ 講習会の講師として 1 又は複数の科目を担当した経験を有するものであって、当該講師が講習会を受講する場合

講習会の実施者は、当該講師が担当した 1 又は複数の科目について、当該講師が当該科目を当該講習会において履修したものとして認定することができるものであること。

4. 講習会の講師

講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であることが望ましいこと。

- (1) 学校教育法に基づく大学、大学院又は短期大学の教授、准教授、助教又は講師として 5 年以上の教歴を有する者
- (2) 社会福祉士養成施設又は社会福祉士学校の専任教員として 5 年以上の教歴を有する者
- (3) 社会福祉士の資格取得後、相談援助の業務に 5 年以上従事した経験を有する者

5. 講習会の施設設備

講習会の実施者は、当該講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保すること。

また、演習を行うための演習室を確保できることが望ましいこと。

6. 講習会の開講時期及び開講パターン

講習会の実施者は、現に就労している受講者が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期について、夏期休暇又は冬期休暇等を活用した集中的な実施や複数の時

期に分割した実施とし、また、開講パターンについて、平日・昼間の開講に限らず、休日・夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮した工夫を行うこと。

7. その他

実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の講習会の実施に係る届出の内容については、厚生労働省ホームページ等において公表することとしていること。

様式 1

社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届出書

講習会の名称				
実施主体の名称				
実施主体の主たる 事務所の所在地等	電話番号：			
講習会を実施する会場の所在地（都道府県単位）				
開 講 期 間			受 講 定 員	
講 習 会 の 内 容				
科目名	授業形式	開講科目名	開講時間数	担当講師の氏名
社会福祉士論	講義			
ソーシャルワークの基盤 と専門職	講義			
ソーシャルワークの理論 と方法	講義			
ソーシャルワーク演習概 論	講義			
ソーシャルワーク演習方 法論Ⅰ	講義			
	演習			
ソーシャルワーク演習方 法論Ⅱ	講義			
	演習			
ソーシャルワーク演習方 法論Ⅲ	講義			
	演習			
グループを活用した効果 的な演習教育	講義			
実習指導概論	講義			
実習指導方法論Ⅰ	講義			
	演習			
実習指導方法論Ⅱ	講義			

	演習			
実習指導方法論Ⅲ	講義			
	演習			
実習指導方法論Ⅳ	講義			
	演習			

(注) 開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

令和 年 月 日

法人・機関名：_____

法人・機関代表者氏名：_____

様式 2

社会福祉士実習演習担当教員講習会修了者名簿

实施主体：

[illegible]